令和5年度 事業実施における取組みについて(工事)

港湾空港部 港湾空港整備•補償課 令和5年4月10日



取組名	内容	令和5年度の方針
施工プロセス <mark>対象</mark> 工事	工期が180日以上の工事かつ予定価格が2億5千万以上等の工事で、不可視部分の施行状況が工事の品質確保が重要なものが対象。段階検査等や出来高部分払いなどの実施で、品質確保・キャッシュフローの改善・双務性の向上がねらい	・以下から選定 →工期が240日以上で予定価格2.5 億円以上もしくは0.9~2.5億円以上 で難易度Ⅲ以上の工事等 ・出来高部分払い方式は全件選択 制とする。 ※標準化
若手技術者を配置したエ 事	満40歳未満の者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合に成績評定で評価する(R3.3一部改正)	原則全工事
働きやすい職場環境を整 備した工事	快適トイレを導入した工事でかつ喫煙室等(※)を整備した場合に成績評定で評価する ※休憩室のみは評価対象としない。評価対象は下記とする「休憩室と独立して設置された喫煙室(空気清浄機等の設備を必須とする)、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室」	原則全工事
担い手育成活動を実施し た工事	子供か大学生等の将来の担い手を対象として現場見学会を行った場合に成績評定で評価する ※受注者自らが企画立案した担い手育成活動を実施した際に評価	原則全工事
「労務費見積尊重宣言」促 進モデルエ事	「労務費見積尊重宣言」をし、下請契約を締結する元請者に対し、成 績評定で評価する ※品質確保調整会議により労務費(労務賃金)が適正な価格で明示されているか を確認する	発注標準Aランク以上工事全件
建設キャリアアップシステ ム活用モデルエ事	CCUSの普及のため、CCUSを導入し、各指標の目標基準を達成した場合に工事成績点で評価する	発注標準Aランク以上工事全件
概略工程表開示試行工事	各工種の大凡の工事期間、想定される不稼働日、関係機関の調整状況等を記載。公告時に開示。 ※アンケート様式は監督職員から提供する ※工程表について質問可能	原則全工事
施工条件チェックリストの 明示	特記仕様書の参考資料として施工条件等を適切に明示 公告時に設計図書の一部として明示	原則全工事 1

取組名	内容	令和5年度の方針
荒天リスク精算型	海上工事を対象に、荒天等の休止によって生じた追加的経費(運転日数・供用日数)の精算と工期延伸	令和4年度実績以上 <u>浜田港、境港</u> ※外郭施設整備の有無に関わらず、波浪 の影響を受ける港内施設も適用対象とする
休日確保評価型	週休2日、4週8休を達成した工事について、達成状況に応じて成績評定で加点と労務単価等の補正を実施。(※R5.3一部改正)休日の確認方法は「現場閉所単位」に加えて「個人単位」も選択可能とする ※夏期休暇の取得期間を協議により変更可能:8月の内の3日間→7~9月の内の3日間	原則全工事
休日確保評価型(工期指 定)	事情により工期延伸ができない工事を対象 NETIS技術や施工方法の変更による工期短縮や技術者等の交代 制導入 工期短縮の必要が生じたら、「工事品質確保調整会議」にて対策の 有無や方針を決定 休日確保評価型と同様に成績評定と労務費等の補正を実施	対象件数を拡大(対令和4年度比) <u>浜田港、水島港、徳山下松港</u> ※これまでは供用直前の工事に工期指定 型を導入していたが、プロジェクト全体でクリ ティカルとなる工事に工期指定型を導入
品質確保調整会議(工事)	工事着手前、変更事象発生時に、受発注者が現場条件、施工計画、 工事工程等について、総合的に確認・調整するため、受発注者の責 任者が参加する会議	原則全件 ※打合せ記録簿にチェックリスト追記 ※設計変更協議会、工事三者会議、三者連 絡会、工程提示を統合
工事三者会議	工事設計者・受注者・発注者間での情報共有を行う	品質確保調整会議(工事)へ統合
三者連絡会	下請業者等円滑な支払の促進及び労働環境の改善	品質確保調整会議(工事)へ統合
工程提示	工事契約後に速やかに発注者の想定する工程表を提示。 提示情報は、準備・後片付け期間、各工種の能力設定、現場制約条件等を含む。提示情報をもとに工事品質確保調整会議で受発注者間で確認、調整を実施	品質確保調整会議(工事)へ統合

取組名	内容	令和5年度の方針
工事書類削減の取組	週間工程表に集約化し、提出書類を削減(※) 指示書等の様式を1枚に集約し書類削減を図る 建退共や写真等の提出を限定的とし提出書類の削減(※) 電子納品の紙提出の二重提出の防止 等	原則全工事(※R3dから書類集約化 も全工事対象に拡大) ※工事書類簡素化は標準化
クイックレスポンス (工事)	工事現場で発生する諸問題への迅速な対応の実現	標準化
電子検査	<オフライン検査> 帳票データを事前にダウンロード。ネットワーク環境に左右されずに書類・写真検索を効率化して検査を実施 <オンライン検査> 帳票管理システムを活用して、検査を実施	標準化 ※原則オンライン検査とし、通信環境が整 わない場合などはオフライン検査とすること ができる。
オンライン電子納品	電子媒体で納品されていた納品物を、工事・業務帳票管理システム 経由でクラウド上に、直接保存	標準化 ※オンラインによる納品が出来ない場合は、 電子媒体で納品ができる。
遠隔臨場(工事)	「施工状況検査」「材料検査」「立会」が必要となる作業に遠隔臨場を導入	原則全工事(R4年12月より本格運用) ※通信環境が整わない現場、工種によって 不十分又は非効率になる現場は除く。
ICT施工管理モデル工事	遠隔臨場、デジタル工事写真の小黒板情報電子化、電子検査を完全実施し、中小クラスのICTスキルの向上の一助を目指す	原則全分任官工事 ※希望型で実施。現場条件を踏まえ対象と しない場合もある。
BIM/CIM適用(工事)	業務段階で3次元モデルが作成されている工事に適用。 ※但し、工事目的物が無い工事、ブロック製作工事は任意。	原則適用

取組名	内容	令和5年度の方針
安全対策重点モデル工事(クレーン作業)	安全に資する有用なICT技術を積極的に活用する取組を試行。 ・検知システム等の活用により、リアルタイムに危険を察知 ・VR教材等を活用し危険予知を高度化 等	港湾、海岸工事のうち、作業船のクレーンで作業が生じる工事から1件/局以上
安全対策重点モデル工事 (潜水作業)	作業船と潜水士(潜水士船)の連携が必要な現場において、対象物 と潜水士の位置を把握できるシステムを使用して、潜水作業の安全 性向上を図る。	1件以上
	海中作業時に潜水士の作業を伴う現場において水上から把握しにくい潜水士の作業を可視化する取組を行い、作業効率や安全性の向上を図る。	1件以上

令和5年度直轄事業の実施に向けた取り組み

〇令和5年度直轄事業の実施に当たっては、「新・担い手3法」の趣旨を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成·確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取り組みを推進。

取り組み項目

担い手の育成・確保

- ①諸経費検証モデル工事の試行
- |②品質確保調整会議の適切な運用・ | 見直し

青字:拡大項目 緑字:見直し等項目 生産性の向上

赤字:新規項目

①港湾整備におけるi-Con、DXのロート、マップ

黒字:継続項目

- ②ICT 施工出来形管理基準の策定に向けたモデル工事
- ③ICTを活用した工事安全対策モデル 工事の実施
- ④BIM/CIM原則適用
- ⑤マルチビームデータクラウド処理システムの全国 展開
- ⑥建設現場における遠隔臨場試行 の推進拡大
- ⑦帳票管理システムによる利便性向上
- ⑧中小企業向けICT施工モデル工事の 実施
- ⑨港湾工事へのプレキャスト工法導入 促進に向けた取り組み
- ⑩港湾工事におけるカーボンニュートラルへ の取り組み

①休日確保評価型試行工事の実施

働き方改革

- ②荒天リスク精算型試行工事の実施
- ③休日確保評価型試行工事(工期指定)の対象拡大
- ④作業船乗組員等の働き方改革への 取り組み

①休日確保評価型試行工事の実施

- 〇4週8休以上の休日確保が進んでいることから、休日確保達成時の労務費・機械経費等の補正は 工期末時から入札予定価格作成時に改める。
- 〇技術者等の「個人単位」による確認方法を明確化する。

1. 休日確保達成時労務費及び機械経費等の補正時期の見直し

- 経費等の補正は入札予定価格に予め計上する
- ・休日確保未達成の場合は工期末日までに減額変更する
- ※補正率の変更なし

2. 休日確保の確認方法の見直し

技術者等の個人単位による確認方法を明確化

※休日確保達成時工事成績評定加点表

現場閉所 工事種別	週休2日	4週8休
陸上工事	2. 0点	1.0点
海上工事	2. 0点	2. 0点

【休日確保試行工事実施に関する留意事項】

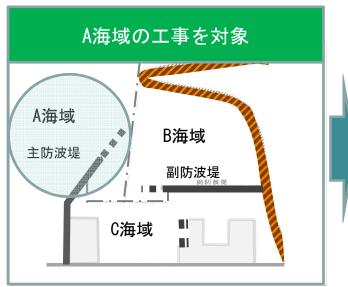
- 〇令和6年4月の時間外労働時間上限規制適用を踏まえ、休日作業を行わない工事を実施するため、 発注者は「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を遵守した工期設定に努め、 受注者は荒天等の様々なリスクを想定した施工計画を立案する。
- 〇工事着手前に開催する「<u>工事品質確保調整会議」</u>において、<u>受発注者双方が工程計画を協議</u>し、 休日確保に向けた議論を確実に行い、必要な措置を講ずることを徹底する。

②荒天リスク精算型試行工事の実施

- ○荒天等による工事中止を余儀なくされる港湾工事では、工期遵守のために休日返上で工程を前倒しして工事を行う傾向があることから、荒天のリスク回避を発注者が担保することにより受注者に休日の確保を促す。
- 〇<u>作業船を使用する海上工事を対象</u>に、発注者が荒天等による<u>休止に伴って生じた追加的経費</u> <u>を精算</u>するとともに、必要に応じて<u>工期を延伸</u>。

【取組方針】

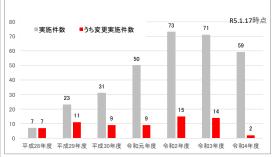
外郭施設の整備状況に関わらず、波浪の影響を受ける港内施設の整備工事を対象とする。 特に、供用係数の高い港湾や荒天等による影響が大きい工事で積極的に適用。



B海域、C海域の工事も対象 (外郭施設の整備状況に関わらない) A海域 主防波堤 B海域(※) 副防波堤 (C海域(※)

※外郭施設の整備状況に関わらず、 波浪の影響を受ける港内施設の 整備工事を対象

【荒天リスク精算型試行実施件数と変更件数】



働き方改革

拡大

③休日確保評価型試行工事(工期指定)の対象拡大

- ○事情により工期延伸が困難な工事に対し、休日確保評価型試行工事(工期指定)を設定し、工事における 休日確保を図る。
- ○プロジェクト全体のスケジュールを踏まえ、完了年度の延伸が困難な場合において、工程上、クリティカル となる全ての工事を対象に工期指定型を導入する。

【試行イメージ】

4 月	5 月	6 月	7月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
		契約	現場	荒天	荒天				BI	漁期で工事イ	可
入札手	続き期間		着手	待 機	機				期		
										7	
			1 1 1		荒:	天で遅延し	た工程を			上期 工期 和	伸出来なし
【対象工事】	() HOTE (L.)	8 ~~	=		施工方法	去変更等に	よる工期	短縮			.11 — 210 0.0

- ○事情により工期延伸が不可能な工事
 - ①港湾管理者や利用者から供用時期の要請がある施設の工事、②後続工事があるため工期の遅れができない工事
 - ③漁期などにより施工時期に制限がある工事

【工期延伸せずに休日確保するための対策】

- ○受注者提案による生産性向上に資するNETIS技術の採用等、施工方法変更による工期短縮→必要な経費について契約変
- ○技術者・技能労働者等の交替制導入による個人単位での休日確保→地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変
- 〇工事品質確保調整会議において工期短縮方策の妥当性等について協議し、対策の有無や内容を決定

【労務費の補正】

〇入札予定価格に予め計上し、休日確保未達成の場合は工期末日までに減額変更

【交替制での休日の確認方法】

- 〇対象は、工事に関わる対象者(技術者・ 技能労働者)全員
- 〇全工期に対し、対象者1人ずつの休日 取得状況を把握
- ○(変更)施工計画書に明記し、導入前に 受注者が提案し、監督職員と協議

【実施件数】

R2年度:16件、R3年度:39件

R4年度:33件

【プロジェクト全体における工期指定型 導入例】

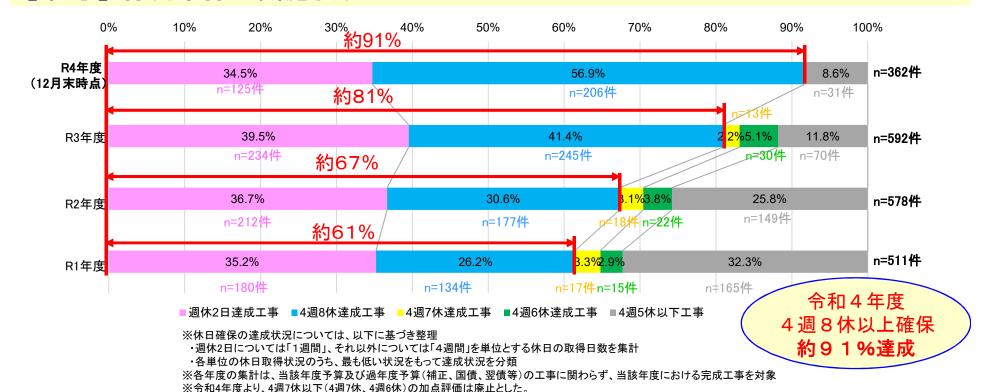


供用直前の工事のみに 工期指定型を導入

プロジェクト全体でクリティカ ルとなる工事に工期指定型を 導入

働き方改革

【参考】休日確保の実施状況



港湾・空港工事における休日確保達成状況【等級別】

(令和4年度実績) 20% 0% 40% 60% 80% 100% 約69% n=58件 20.7% 48.3% 31.0% WTO 発注 約93^{n=28件} n=18件 n=12件 n=112件 33.0% Aランク発注 (WTO以外) n=37件 n=67件 約97% n=192件 B·C等ランク発注 39.6% 57.8% (WTO、Aランク以外) n=111件 n=5件 n=76件

港湾・空港工事における休日確保達成状況【工種別】

その他工種 (建築、電気) n=5件



マ船

起重機船 鋼 D 50t 吊

4 作業船乗組員等の働き方改革への取り組み

- 〇令和6年4月の時間外労働時間上限規制を踏まえ、作業船乗組員等の適正な労働時間管理が必要。
- 〇厳しい気象·海象下で従事する作業船乗組員等の疲労回復、良質な休息確保に向け、<u>陸上宿泊のため</u> の作業船係留場所の確保について短期的及び中・長期的に対応。



- ○発注計画を踏まえた作業船の稼働予定を整理したうえで、係留 可能な施設の確保状況を見える化
- ○施設の老朽化や作業船の安全確保のため、施設の改修・改良 等の対応が必要な事項について整理



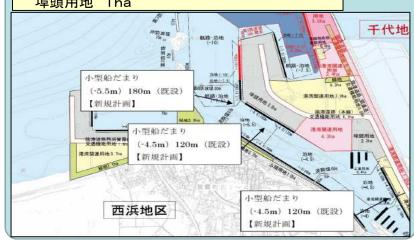
■中・長期的な対応:係留場所の港湾計画への位置付け ○港湾計画の変更等にあわせ、作業船係留場所を位置付け、安定的 な係留場所を確保 ○直轄事業の実施に必要な施設については、港湾管理者と調整のうえ 直轄事業の附帯施設として整備を進める

鳥取港(鳥取県)の例

|計画上の位置付け

作業船のための小型船だまりを次のとおり計画 [千代地区]

岸壁 水深5.5m 延長180m(既設)【新規計画】 岸壁 水深4.5m 延長120m(既設)【新規計画】 岸壁 水深4.5m 延長120m(既設)【新規計画】 埠頭用地 1ha



継続

(1)諸経費検証モデル工事の試行

- 〇港湾工事において必要不可欠な作業船は<u>年々減少し、20年間で半減。</u>
- 〇作業船を有する下請企業において、現状の利益水準では、更新投資や人材確保等を行うだけの安定的な経営基盤が確立できず、この状況が続けば、<u>円滑な港湾工事の実施や迅速な災害対応に支障を来たす恐れ。</u>
- 〇港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を 促進するため、「港湾工事パートナーシップ強化宣言(※)」を行い、下請契約を締結する元請企 業に対し、現場管理費率を割増し、下請への波及効果を検証するモデル工事を試行。

【対象工事】

〇作業船を使用する工事(海岸工事を除く) R4年度契約:71件実施予定(内、13件がR4d内に竣工予定)

R5年度契約:100件程度実施予定(各局10件程度)

【実施内容】

- 〇確認方法
 - ▶ 品質確保調整会議(工事着手後、最終変更前)において、発注者が元請企業と下請企業間の諸経費の他、 直接工事費を含む見積書等を確認するとともに、下請企業に契約の実施状況をヒアリング。
- 〇現場管理費率の補正
 - ▶以下の全ての条件を満たした場合に当該工事の現場管理費率を割増
 - ①「港湾工事パートナーシップ強化宣言(※)」の提出。 (※)元請及び下請企業が標準見積書に基づく請負契約を締結し請負代金を適正に支払うことを宣言
 - ②見積書等において、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等が明示されている。合わせて、割増となる予定の現場管理費率の費用が下請企業の一般管理費等に反映されることを確認できる。
 - ※ 見積書等の提出は、1次下請までは必須。2次下請以降は任意とするが、見積書等の 作成を発注者、元請企業から推奨。
 - ▶ なお、上記①②が確認できない場合においては割増は行わない。

担い手の育成・確保

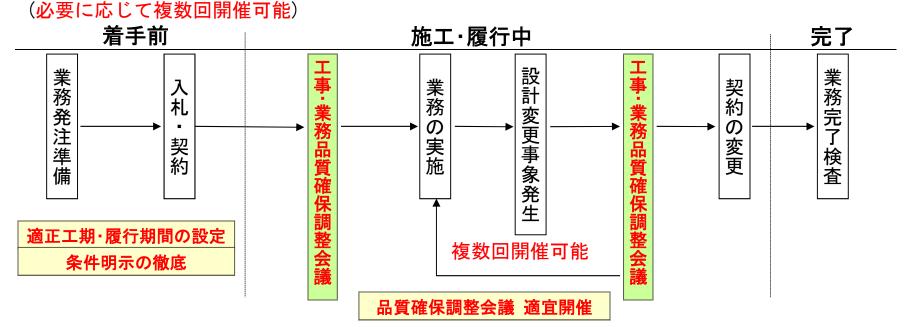
見直し

②-1工事・業務品質確保調整会議の適切な運用と見直し

- 〇着手前や設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、工程等について総合的に確認 ・調整し、円滑な工事(業務)の実施や品質の確保を図るため、令和2年度より受発注者の責任者 も参加する「工事・業務品質確保調整会議」を設置。
- 〇品質確保調整会議の適切な運用、<u>受発注者双方の意識改革に取り組む</u>ため、港湾局幹部が各地 方整備局等に出向き、意見交換を実施。
- 〇令和5年度より、品質確保調整会議に、従前の「設計変更協議会」、「三者会議」及び 「三者連絡会」を統合して、関係者で柔軟な調整ができるよう運用を見直し。

【工事・業務品質確保調整会議の開催例】

会議の開催は、工事(業務)着手前、契約変更前及び受注者の要請により開催



※当会議は、従来の各種会議を合わせて実施することが可能

担い手の育成・確保

②-2工事・業務品質確保調整会議の運用と見直し



- 〇従来の各会議の趣旨を踏まえつつ、品質確保調整会議に統合し、会議内容に応じて、受発注 者の協議のうえ、参加者を選定。
- 〇合わせて、書類の削減、様式の統合化による受発注者の作業改善を図る。





見直し

工事品質確保調整会議に統合 (施工者・下請者・設計者・発注者)

会議内容に	応じた参加者	6の基本組合	世

	発注者	受注者	下請者	設計者	
設計確認	0	0		0	
工程確認	0	0	% O		
着工時	0	0	0		
設計変更	0	0	ЖО		
完成時	0	0	0		
VA#+====================================					

※会議内容に応じて、参加者を適宜変更し開催

業務品質確保調整会議 (受注者·発注者)

業務

業務三者会議 (受注者·発注者·設計者·土質調査者)



業務品質確保調整会議に統合

(受注者・設計者・土質調査者・発注者)

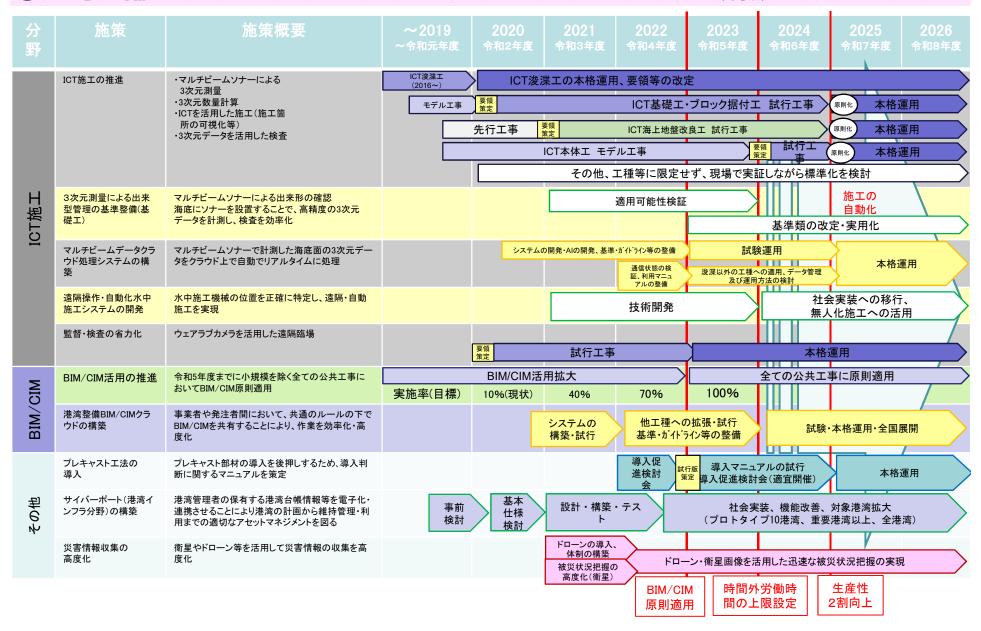
会議内容に応じた参加者の基本組合せ

	発注者	受注者	土質調査者
土質確認	0	0	0
工程確認	0	0	
着手前	0	0	
設計変更	0	0	

※会議内容に応じて、参加者を適宜変更し開催。

①港湾整備におけるi-Construction、DXのロードマップ(案)





②ICT施工出来形管理基準の策定に向けたモデル工事

- ○現場導入ニーズが高い一方で、技術的に検証されていない手法について現地試験を行い、当該 技術の検証を実施。
- 〇現場適用性が確認された技術について、モデル工事として出来形計測データを収集し、従来技術との比較・検証を行い、「出来形管理要領」、「マニュアル」及び「積算要領」等を策定予定。
- 〇令和5年度からモデル工事として、機械施工履歴(基礎工・床堀工)を対象に工種を拡大。

実施内容(案)

項 目	NMB※出来形検査手法		施工履歴出来形検査手法			
対象工種	基礎工(人力均し)		基礎工(機械均し)		床堀工	
検討概要	基礎石木均し面(天端高)を対象に、 従来手法(水中水準器等)及びNMB 測深による計測結果の比較・検証する 事で、NMB測深による出来形管理基準 の適用検証を行う。R4dは平板を標定 点として設置する事で精度を確保した が、R5dは標定点を設置しない、効率 的な手法を検討する。 ※ナローマルチピーム	9,0	施工管理システム(重錬につけたプリズムの自動計測)より仕上均し時の座標(x,y,z)を取得し、施工範囲の天端高における出来形管理基準の検証を行う。天端高の精度確認のため、従来手法(重錬を水中スタッフとした目視計測)を2m間隔で実施し、施工履歴データで取得した天端高と比較・検証を行う。		施工管理システムより掘削時(荒塩、 仕上げ掘)のグラブバケット中心部の 座標を取得し、機械施工履歴による出 来形計測結果として作成。出来形基準 に収まった割合を達成率として評価す るため、従来手法(音線測量)による データを取得し、精度(達成率の目 安)や土質の影響についての比較・検 証を行う。	施工施屋取得イメージ (上段) と 出来形計測結果 (下段)
実施件数	各局1件以上					

検討スケジュール(予定)

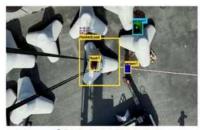
検討人グンユール(アル)		الر ا		:モアルエ事
工種	計測技術	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎工捨石均し	ナローマルチビーム			
(出来形計測技術)	機械施工履歴			
床掘工(出来形計測技術)	機械施工履歴			

③ICTを活用した工事安全対策モデル工事の実施

- 〇作業船のクレーン作業において、リアルタイムに危険を察知できる検知システム等の活用により 安全性の向上を図るモデル工事を実施。
- 〇海中作業の可視化や潜水士の位置を把握するためのICT機器を潜水士や作業船に装備し、 その定着を図るモデル工事を実施。

■安全対策重点モデル工事(R5d~)[新規]

◇参考例①: クレーン作業安全支援システム クレーンのブーム先端に取り付けたカメラとAIに より、現場を立体的に認識し、危険を予測して注 意喚起を行うシステム。



①「注意」警告の発生状況



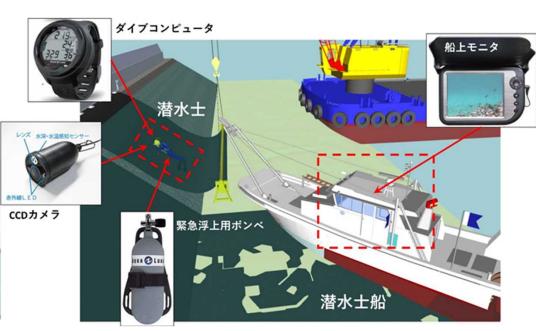
②「危険」警告の発生状況

◇参考例②: レーザー検知システム 2Dレーザーを利用した接触防止警報システム。





- ■作業船と潜水作業との連携向上モデル工事(R4.7.1~)[継続]
- ◇潜水士がトランスポンダ、ダイバーカメラ(CCDカメラ)、ROV等を装備し、 潜水士の位置情報や見た映像をリアルタイムに起重機船と潜水士船に送信
- ■潜水作業の見える化向上推進工事〈中小企業向け〉(R4.7.1~)[継続] ◇潜水士がダイバーカメラ(CCDカメラ)、緊急時浮上用ボンベ、ダイビング コンピューター、ROV等を装備し、潜水士の見た映像をリアルタイムに 潜水士船に送信



拡大

④BIM/CIM原則適用の基本的な考え方(案)

〇新規および大規模プロジェクト、改良事業について、業務段階で3次元モデルが作成されている工事を対象に、BIM/CIMを原則適用。港湾分野においては、「BIM/CIM原則適用」を下記のとおり分類。

◆ 原則適用の分類の整理

【工事】

工事 発注規模	「契約業者取扱要領」に定める 「等級に対応する競争のための予定金額」の A等級以上想定 (例:港湾土木2.5億円以上)	「契約業者取扱要領」に定める 「等級に対応する競争のための予定金額」の A等級未満想定 (例:港湾土木2.5億円未満)
義務項目		
推奨項目	0	Δ

※「工事目的物が無い工事」、「ブロック製作工事」は、対象外とする。

※「港湾工事(浚渫工事)」は、全ての工事を対象とするが、ICT浚渫工の実施により データ取得を行うことで対応する。但し、水路測量を伴わない浚渫工事は任意とす る。

【義務項目】

〇活用内容

・3次元モデルを活用した、視覚化による効果(例えば、施工計画の検討補助、2次元図面の理解補助、現場作業員等への説明など) を想定。

〇実施内容

・業務段階で3次元モデルを作成している工事について、作成された3次元モデルを用い、閲覧などにより活用を行う。 この場合、3次元モデルの作成・更新は行わない。

【推奨項目】

〇活用内容

・視覚化による効果に加え、3次元モデルの複数情報を重ね合わせた確認、現場条件の確認、施エステップの確認、施工管理での 活用などを想定。

〇実施内容

・一定規模以上の工事については、活用内容(推奨項目)を設定し、3次元モデルの作成・更新および属性情報の付与を行う。

【凡例】

◎: 必須として実施

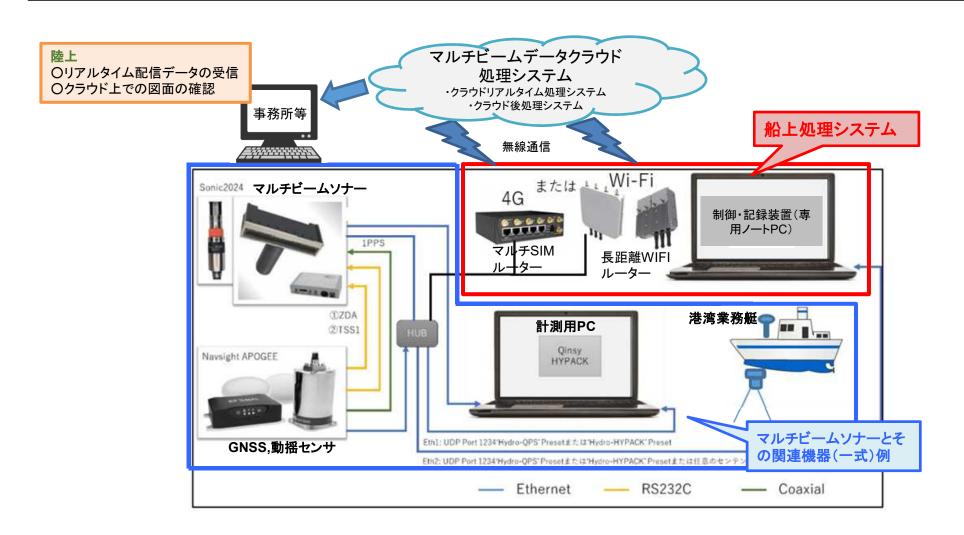
〇: 発注者の指定(任意)により実施

Δ: 受注者の希望(任意)により実施 (必要に応じて発注者も指定可)

新規

⑤ナローマルチビームクラウド処理システムの全国展開(試行)

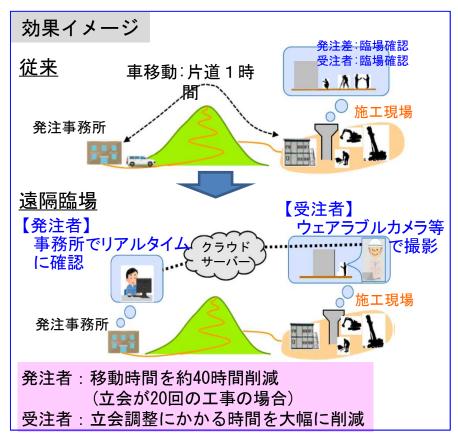
- ○試験運用は、各局で所有する港湾業務艇を用いて行うことを想定。
- ○業務艇に搭載しているマルチビーム及び船上処理システムを使用することで試験運用を行う。



6建設現場における遠隔臨場の推進

- 見直し
- 〇遠隔臨場における港湾工事の適用工種について、アンケート調査結果を踏まえた整理を行い、ほぼ全工種において、遠隔臨場が適用できることを確認。
- 〇これを受けて、令和4年12月に「港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」を改定して、通信環境が整わない又は工種により非効率となる現場を除き、全工事を対象に本格運用を開始。

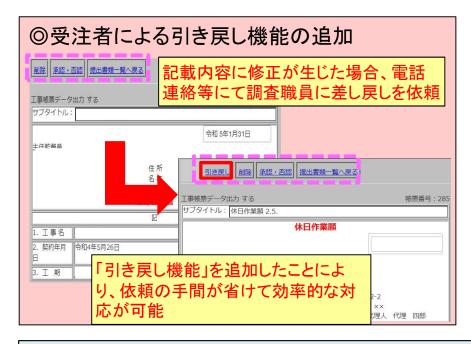




⑦帳票管理システム改良による利便性向上



- ○受注者より、帳票管理システムの利便性向上に関する要望があることから、今年度より機能 改良を実施。
- 〇今後も引き続き、要望を伺いながら対応を図る。





◎「提出書類の統一化、書類の重複防止」事前協議チェックシートにて書類一覧表を追加

これまでは、書類一覧表等が作成なく、提出書類の重複等が発生

事前協議チェックシートにて、書類一覧表を追加することにより、品質確保調整会議にて受発注者間での検定書類に関する協議が可能

5) 業務帳票管理システムを利用する書類と電子検査対象書類													
		業務帳票	業務帳票 検査時の書類形態 管理システム 用意する者				調査職員通知書		紙	ŏ			
種類	書類名称	管理システム 利用		用意1 発注者		備考	***************************************	契約権限通知書		紙	Ö		
契約関係書類		49 m		光汪石	交注者			履行条件確認請求書	0	電子※3		0	
	業務工程表		紙	0				調査結果通知書	0	電子※3		0	
关利用作管规	素務工程表 (変更)		紙	~~~~			***************************************	展行期間延長申請書		紙	0		
	登録のための確認のお願い(受注							協議開始日通知書(受注者用)			<u> </u>		
	時、変更時、完了時)	0	電子※3		0		***************************************	協議開始日通知書(発注者用)		紙	×		
	登録内容確認書(業務実績) (受注	0	電子※3		0			契約変更通知書 変更協議書		紙	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
	時、変更時、完了時)							設計図書変更協議書		紙	Ö		
	保管金提出書 保管金払渡請求書		紙紙	0	<u> </u>			履行期間変更事前協議書		紙	Ö		
			紙		ļ			履行期間変更事前協議結果通知		紙	0		
	保管有価証券提出書 政府保管有価証券払渡請求書		紙	ŏ				書 契約保証増額請求書		紙	0		
	保証書に係る領収書		紙	0				展行期間短縮協議書		紙	Õ		
	契約保証減額請求書		紙	Ö				代理受領申請書		紙	O		
	権利義務譲渡等申請書		紙	0				代理受領承諾書		紙	0		
	再委託承諾申請書		紙	0				瑕疵担保請求書		紙	Q		
	再委託通知書	0	電子※3		0			瑕疵担保通知書		紙	0		
	再委託通知請求書	0	電子※3		0			解除通知書 修補請求書		無	0		
	管理技術者等通知書		紙	0			现場発生品調書	即 補請 水 香 現場 発生品調書	8	電子※3		8	
	管理技術者等変更通知書		紙	<u> </u>			初得完生命調告	部分使用協議書	0	電子※3		0	
	担当技術者通知書			<u> </u>			₩// K/II	部分使用同意書		電子※3		<u></u>	
I	経歴書		紙	0				脚刀 医用門忌官	<u> </u>	{			

見直し

⑧港湾空港関係中小企業向けICT活用施工管理モデル工事の実施

- ○港湾空港関係のICT活用工事の大半は大規模工事であり、中小規模の工事への導入は 極めて少数。
- 〇中小規模の工事において、「遠隔臨場」と「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」 及び「電子検査」を完全実施することで、中小企業のICT施エスキル向上を目指す。
- 〇令和5年度よりB等級以下に加え、A等級を含む発注工事については、制度の趣旨を勘 案し、対象外とする。

【対象工事】

・B等級以下の港湾・海岸工事を対象とする。(ただし、A等級まで拡大した場合は対象としない)

【試行内容】

- ①当該工事の共通仕様書に基づくすべての材料検査、施工状況検査及び立会を原則すべて遠隔臨場で実施。
- ②工事内の写真管理をデジタル工事・業務写真の小黒板情報電子化にて管理。
- ③電子検査をオンライン検査又はオフライン検査にて実施。
- →上記①~③が確認できた工事に対して、工事成績評定の「創意工夫(その他)」として加点。



⑨港湾工事へのプレキャスト工法導入促進に向けた取り組み

- 〇港湾工事における生産性向上や休日が確実に確保できる魅力ある建設現場を目指すため、 プレキャスト部材を積極的に導入。
- 〇プレキャスト部材の導入を後押しするため、導入判断に関するマニュアルを策定中であり、 令和5年度より、試行工事や設計業務への適用を予定。

マニュアルの骨子案

	目次
[本編]	
第1章	はじめに1
1.1	目的1
1.2	用途と対象範囲1
1.3	参考にできる図書や資料等2
第2章	プレキャスト工法導入検討に関する評価項目3
2.1	検討にあたって整理すべき条件3
2.2	プレキャスト工法導入検討の流れ3
2.3	評価項目の設定6
第 3 章	評価方法7
3.1	使用する評価手法
3.2	VfM による評価の手順8
3.3	試算例17
第 4 章	設計、施工、維持管理の留意点22
4.1	設計における留意点22
4.2	施工における留意点23
4.3	維持管理における留意点24
第5章	おわりに



プレキャスト部材を用いた桟橋上部工の施工 (潮待ち等によらず昼間作業が可能)

本格運用に向けたスケジュール



10港湾工事におけるカーボンニュートラルへの取り組み

- 〇港湾におけるカーボンニュートラルの実現に資するため、港湾工事における二酸化炭素排出量減 に向けた取組を業界関係者と連携して進めることが重要。
- 〇港湾工事において二酸化炭素排出量の削減に資する取組の導入を促進するため、令和5年度から 作業船からの排出量削減や低炭素型材料の活用などを目的とした試行工事を実施予定。

今後のスケジュール

	~令和4年度	令和5年度	2~3年後
CO ₂ 削減 検討WG			
1 排出量の算定 手法の整備・傾 向把握	ガイドライン (発注段階編) の作成 全国の直轄港湾 の排出量の算定	-)	
2 削減効果の 可視化	ガイドライン(施工 (試行工事用))の作	/	
3 削減方策の 検討・実行	今後の方向性の	検討 先行的に着手 について試行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4 計画・設計の 考え方		ガイドライン (計画・設計編) の検討	

試行工事での取組(例) ※検討中

- 二酸化炭素排出量の削減効果や 課題検証
 - ・ 作業船からの排出量削減を目的とした燃料 添加剤の導入や陸電供給
 - 材料製造由来の排出量削減を目的とした低炭素型材料の活用 等
- 〇 取組の普及促進
 - ・ 現場事務所への再生可能エネルギー由来 の電力使用
 - ・ ブルーカーボン生態系の普及に資する 藻類が付着しやすい構造上の工夫や材料 の活用 等